

令和元年第5回上里町議会定例会会議録第4号

令和元年12月16日（月曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第19 特別委員会委員長報告について
日程第20 請願・陳情について
日程第21 議員の派遣について
日程第22 （意見書第8号）重度心身障害医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）について
日程第23 （意見書第9号）学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書（案）について
-

出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 沓澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

説明のため出席した者 なし

事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

◎開 議

午前9時0分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き、本日の会議を開きます。

◎日程第19 特別委員会委員長報告について

○議長（新井 實君） 日程第19、特別委員会委員長報告についての件を議題といたします。

これより各特別委員会委員長より、各特別委員会の現在までの調査・研究経過報告を求めます。

最初に、議会活性化特別委員会委員長、納谷克俊議員。

〔議会活性化特別委員会委員長 納谷克俊君発言〕

○議会活性化特別委員会委員長（納谷克俊君） 皆さん、おはようございます。

議席番号11番、議会活性化特別委員会委員長の納谷克俊であります。

付議事件に対して、前期定例会以降今日まで、議会運営委員会との合同視察研修と第16回から第18回にわたる3回の特別委員会を開催し、引き続き調査・研究を行ってまいりましたので、その概要を御報告させていただきます。

初めに、議会運営委員会と当委員会合同の視察研修についてですが、去る10月3日木曜日、埼玉県三芳町議会と富士見市議会を視察をさせていただきました。

三芳町議会では、平成19年の改選後に議会改革の機運が高まり、先進地視察の結果、できることからやっていくとの結論を得て夜間議会や休日議会の実施、議会報告会を開催し、その後議会改革特別委員会を設置して住民意見交換会を実施しながら議会基本条例と議員政治倫理条例の制定に取り組まれたようです。

現在では、議会基本条例に基づき、議会報告会の開催や住民とともに政策を提言・実現する政策検討サイクルを稼働させるために住民を交えた政策サポーター会議を設置したり、議会モニター制度を実施するなど、さらに改革に取り組んでいるようであります。

富士見市議会では、平成26年度にタブレット端末の利活用の協議・検討を始め、先進地視察や操作研修会などを経て端末のリースを開始し、その後、タブレット利活用検討委員会を設置をし、使用基準の検討、資料のデータ化等の試行を行ってきたとのことであります。

現在では、新たな端末とソフトウェアを、また市長を初め幹部職員にもタブレットを導入して本会議を初めとする各種会議、視察や地域での活動、通常連絡や災害時情報連携など、さまざまな分野でタブレットが活用され、印刷コストや人件費の削減、情報伝達の迅速化、共有化につなげているとのことでありました。

双方の議会とも当委員会が目指す議会活性化についての先進地であり、その後の議論に大いに参考になったところであります。

次に、第16回委員会についてですが、去る10月9日水曜日午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。協議事項は、タブレット端末の導入について、議会基本条例等素案の検討についての2点であり、視察先の議会との比較検討なども交えながら議論をしたところがあります。

タブレット端末の導入については、使用基準の素案について使用される用語の定義等の確認を行ったところであります。また、タブレット端末の導入するソフトウェアについての初期費用の検討を行うとともに、ハードの購入方法等も協議をし、購入価格の50%を上限に、政務活動費の充当を認めるとともに、政務活動費充当は各議員の判断に委ねることとなりました。

議会基本条例等素案の検討については、前回から開始をされた条例案の具体的な検討作業を行いました。北海道芽室町議会基本条例をもとに各章ごとに検討を行い始めたところですが、今後各章担当の委員を決めて検討を行っていくこととなったところがあります。

続いて、第17回委員会についてですが、去る11月18日月曜日議会運営委員会終了後の午前10時から第3委員会室において開催をいたしました。協議事項は、前回同様タブレット端末の導入について、議会基本条例等素案の検討についての2点であり、タブレット端末導入については、前回までに修正をされた使用基準の素案について当委員会での決定を見たところであり、今後、全員協議会において全議員から御意見をいただくこととなったところがあります。また、タブレット端末の導入におけるタイムスケジュールを確認したところがあります。

議会基本条例等素案の検討については、引き続き条例案の具体的な検討作業を行いました。議論の中で、議会白書、文書質問、通年議会等、一部項目で時期尚早との意見があり、今回の条例案には記載しない方向となったところがあります。また、今後実際の運営をしていく中で上里町議会のスキルに合わせて検討をしていくということとなったところがあります。

また、各種審議会等の委員の就任についてその根拠となる法令・例規の調査を次回委員会までに行うことといたしました。

最後に、第18回委員会についてですが、今期定例会会期中の12月12日木曜日午前9時から第3委員会室において開催をいたしました。協議事項は、これまで同様にタブレット端末の導入について、議会基本条例等素案の検討についての2点であり、タブレット端末の導入については、そのタイムスケジュールの再確認を行い、来年度9月定例会から施行できるよう進めていくこととなりました。また、導入機種についての絞り込みを行ったところであり、この定例会閉会后の委員会の中でまた各委員から御意見をいただこうと思っているところがあります。

議会基本条例等素案の検討については、引き続き条例案の具体的な検討作業を行ったところ

であります。今回の議論では、議員間討議など、より活性化に向けた協議を行えたところでもあります。今後は基本条例の素案とあわせて会議規則や委員会条例等関連する例規等についても見直しを進めていくことになります。

当特別委員会も今期定例会をもって発足から1年3カ月が経過をし、議会基本条例等の素案づくりも進んでまいりました。今後さらに協議内容を充実・発展をさせ、当特別委員会に課せられた使命を果たすべく調査・研究を継続してまいります。

以上で議会活性化特別委員会調査・研究報告といたします。

○議長（新井 實君） 続いて、公共交通等対策特別委員会委員長、沓澤幸子議員。

〔公共交通等対策特別委員会委員長 沓澤幸子君発言〕

○公共交通等対策特別委員会委員長（沓澤幸子君） おはようございます。

議席番号12番、公共交通等対策特別委員会委員長の沓澤幸子です。

当特別委員会は、前定例議会から引き続く誰もが移動しやすい町づくりの実現や少子高齢化が進行する将来社会を踏まえ、各地域の実情に合わせた公共交通のあり方などについて9月定例会以降は第5回特別委員会で確認されたとおり、2つの分科会に分かれて調査・研究を重ねてきました。

12月11日水曜日、本会議終了後の午後2時30分から議会全員協議会室において協議事項である分科会の経過報告を行いました。まず初めに、A分科会からは前橋市を訪問し、デマンド交通についての説明を受けてきたとの報告がありました。B分科会からは10月21日にデマンド交通の先進地である北本市を視察した後10月24日、11月7日と2回の協議を行い、北本市の視察を踏まえ議論した旨の報告がありました。その後、B分科会で議論の一致を見た交通弱者に対するタクシー券の補助については、こむぎっち号の契約期間後の公共交通のあり方の検討とは別に早急に実施することについて全体での議論を行いました。多くの委員から活発な意見が出されましたが、交通弱者の捉え方について意見の相違がありました。しかし、交通弱者に対する対策の必要性と早急な実施の必要性については合意が得られたため、日々困っている交通弱者として介護保険制度の要支援・要介護の認定者など、身体的にドア・ツー・ドアを必要とし、経済的にも支援が必要な方についてタクシー券補助の早期実現に向け来年度当初予算を目指し、できるだけ早い実施を町長に要請することとしました。

最後に、当委員会は引き続きA、B分科会別に意見の相違があった交通弱者についての捉え方の議論を深めるとともに、町民誰もが利用できる公共交通について調査・研究を深めていくことを確認したところです。

以上で、公共交通等対策特別委員会調査・研究報告といたします。

○議長（新井 實君） 以上で、各特別委員会委員長の調査・研究経過報告を終わります。

この際、各特別委員会委員長の調査・研究経過報告に対して、質疑があれば順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

各特別委員会委員長に申し上げます。

今期定例会に調査・研究終了の報告がありませんので、引き続き調査・研究をお願いいたします。

以上で、特別委員会委員長報告を終了いたします。

◎日程第20 請願・陳情について

○議長（新井 實君） 日程第20、請願・陳情についての件を議題といたします。

文教厚生常任委員会に付託をいたしました陳情第3号 歩行弱者に光をについての件は休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より審査経過及び審査結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員長、高橋仁議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 高橋 仁君発言〕

○文教厚生常任委員会委員長（高橋 仁君） おはようございます。

議席番号13番、文教厚生常任委員長、高橋仁であります。

本定例会に、12月定例会において文教厚生常任委員会に付託されました陳情第3号 歩行弱者に光をに関する陳情の件について審査報告をいたします。

審査は12月13日金曜日午前9時より第2委員会室において当委員会を開催し、委員全員の出席をいただき、審査を進めてまいりました。当委員会に付託された陳情調査の経過または結果をこれより御報告を申し上げます。

最初は、事務局に朗読をいただき、その後、各委員さんより意見を述べていただきました。そしてその結果、陳情の趣旨について全員が賛成であるということでありましたので、当委員会では採択となったわけでございます。請願・陳情審査結果報告書は記載のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。当委員会では採択となりましたということ御報告申し上げ、以上で文教厚生常任委員長における審査結果及び経過報告といたします。

以上であります。

議長（新井 實君） 以上で、文教厚生常任委員長による審査経過及び審査結果の報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより陳情第3号 歩行弱者に光をについての件を起立により採決いたします。

本陳情は文教厚生常任委員会の決定のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本陳情は採択することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま飯塚賢治議員ほか2名から、意見書第8号 重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）についての件、次に沓澤幸子議員ほか3名から、意見書第9号 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書（案）についての件、以上2件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第8号 重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）についての件、意見書第9号 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書（案）についての件、以上2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◇

◎日程第22 意見書第8号 重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）
について

○議長（新井 實君） 日程第22、意見書第8号 重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 皆様、おはようございます。

ただいま議長のほうからいただきました重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）。これにつきまして理由を述べさせていただきます。内容を私のほうで読みますので、皆様それで御了承いただきたいと思います。

ストレスに弱く、副作用のある薬を長期にわたって服用する精神障害者は、疾病に罹患しやすい上、精神障害者保健福祉手帳2級所持者の多くは、生活できる収入が得られる仕事につくことが難しく、本人の障害年金や親の老齢年金で生活をたてるなど、経済的に苦しい世帯が多いのが実情です。その中での医療費負担は大変です。こうした実態を鑑み、昨年12月の埼玉県議会で「精神障害者保健福祉手帳2級保持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象とするよう求める請願」が採択されました。

現在、上里町が実施する重度心身障害者医療費支給事業の支給対象となっている精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者のみであり、2級の手帳保持者には医療費の助成を受けることができません。また、埼玉県が実施する重度心身障害者医療費支給事業補助金も2級の手帳保持者に対しては交付の対象にはなっていません。

精神障害者の医療費負担の軽減は、障害者が地域の中で自立して生活するために必要な方法の1つであり、2級の手帳保持者に対して医療費の助成を行うことは急務であります。

そこで、重度心身障害者医療費支給事業補助金の対象者を拡大し、次のことが措置されるよう強く要望します。

記、1、精神障害者保健福祉手帳2級保持者を重度心身障害者医療費助成制度の対象にすること。2、精神障害者保健福祉手帳2級保持者が精神科へ入院するときには、重度心身障害者医療費助成制度の対象にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月16日、埼玉県児玉郡上里町議会。宛て、埼玉県知事大野元裕様、というところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） 1点確認させてください。

この内容については賛成なんですけれども、1級と2級をこの対象にすることとあるんです

けれども、1級と助成の内容、例えば金額が1級よりも2級のほうが少ないのか、それとも同等なのか、その辺をちょっと教えていただけますか。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 1級、2級でございますけれども、その助成の内容は違いがございます。2級のほうが受給率は低いことと認識しております。

以上です。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 私もこの意見書に賛成です。お尋ねしたいんですが、精神障害者保健福祉手帳2級保持者は上里町に現在何名おられるのか教えていただきたいと思います。

○議長（新井 實君） 4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 大変申し訳ございません。人数については掌握しておりません。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番高橋勝利議員。

〔3番 高橋勝利君発言〕

○3番（高橋勝利君） 私もこの意見書について賛成をした一人でございます。

実は、私の長女がこれに該当しております。これを家内に見せたとき、本当に今こういう取り組みをしている人がいるんだということで感動しまして、これには私は何にも意見もなく賛成をしたわけでございます。先ほど、沓澤さんが申し上げたように何名いるかということでもありますけれども、自分の娘がこういう対象になっているということで本当に私は涙が出る思いです。是非、上里町でもこういう方がかなりの数の方が出て、悩みを打ち明けられない、そういう人たちのことを考えていただきたいなというように思いますので、よろしく願います。

○議長（新井 實君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第8号 重度心身障害者医療費助成制度の対象拡大を求める意見書（案）に

ついでにこの件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 意見書第9号 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書（案）について

○議長（新井 實君） 日程第23、意見書第9号 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番沓澤幸子です。

意見書第9号 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書（案）。この意見書の提案説明ですが、読み上げて説明とさせていただきたいと思います。

東日本大震災や熊本地震、西日本豪雨災害、今年10月の台風19号など大規模災害時の避難所となっている学校体育館へのエアコン設置の必要性が高まっています。いつ起きるかわからない災害の発生に備え、計画的な整備は自治体の課題でもあります。

この事業を進める上で、緊急防災・減災事業債は、①地方債の充当率100%、②交付税措置いわゆる元利償還金についてその70%を基準財政需要額に算入という、地方公共団体にとって極めて重要な財源保障となっています。

しかしながら、この事業債は2020年（令和2年）度に終了予定となっており、事業計画策定の上で大きな不安材料となっています。当町においても、体育館へのエアコン設置は未整備であり、事業債の対象期間の継続が切に求められているところです。

よって、政府におきましては、地方公共団体にとって喫緊の課題である防災・減災対策に引き続き取り組めるように東日本大震災に係る復興・創生期間である平成32年度（令和2年度）までとされている緊急防災・減災事業債の対象事業年度を2020年度以降も継続できるよう強く要望します。

以上のようになっております。慎重審議をいただきまして、是非御議決願いますようお願いし、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（新井 實君） これで、提案理由の説明及び意見書の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

4番飯塚賢治議員。

〔4番 飯塚賢治君発言〕

○4番（飯塚賢治君） 4番飯塚です。

一つだけ。この意見書の案につきましてですが、私も賛成でございます。その賛成の中でちょっと一つだけ質問をさせていただきますが、この緊急防災・減災事業債についてなんです、これが打ち切りになるということでございますけれども、これにかわるほかの事業というものは示されていないのでしょうか。お願いします。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 今のところまだきちとしたかわるものというの聞いておりません。打ち切りというよりも、もともとの始まりが2020年、あの当時でしたので平成32年度までということでは始まったものです。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

7番齊藤崇議員。

〔7番 齊藤 崇君発言〕

○7番（齊藤 崇君） ちなみになんですが、本町の7つの小・中学校に全て体育館があるわけですが、仮にこれを全てエアコン設置となるとおおよそどのくらいの額が必要になるのか、わかっていれば教えていただけますか。

○議長（新井 實君） 12番沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 体育館の大きさによって何カ所必要かとかそういうことがありますので、それは専門家で試算をしないとわからないので、幾らになるかということについてはちょっと私ではわかりません。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第9号 学校体育館へのエアコン設置にかかわる緊急防災・減災事業債の対象期間延長を求める意見書(案)についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(新井 實君) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議員の派遣について

○議長(新井 實君) 日程第21、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る令和2年1月15日開催の児玉郡町議会議員後期研修会に上里町議会議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は、議員を派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長(新井 實君) 次に、議会運営委員会委員長より、次期定例会の会期・日程等について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(新井 實君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉 会

○議長(新井 實君) 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和元年第5回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前9時37分閉会